

## 2022年度税制改正大綱

政権与党は12月10日、2022年度の与党税制改正大綱（税制改正案）を決定しました。今回の改正案は、賃上げ税制、住宅税制の見直しを中心として大幅な税制改正とはなりませんでしたが、当初予定されていた金融所得税制も改正はありませんでしたが、贈与税については相続税との一体的な課税の検討を本格化することが示されました。

また、**医療関係税制も大きな改正なしという結果**になりました。

今後は12月中に閣議決定し、関連法案を年明けの通常国会に提出後、3月末までの成立を予定しています

主な改正内容についてまとめます。

改正項目	改正内容	増減税	歯科会計	ドクター会計	医療承継	対応
賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与増加の40%を税額控除</li> <li>給与増加率1.5%で15%控除</li> <li>給与増加率2.5%で15%加算</li> <li>教育訓練費増加率20%で10%加算</li> <li>法人・所得税額の20%上限</li> </ul>	減税	◎	◎	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年間限定</li> <li>増加率対象に賞与も含む</li> <li>教育訓練費支出検討</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費の損金算入限度額制度を2年延長</li> <li>30万円未満の少額資産の全額損金制度延長</li> </ul>	継続	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>限度800万円</li> <li>年間300万円限度</li> </ul>
住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローン減税の控除率0.7%、控除期間13年に改正</li> <li>所得要件2000万円以下に改正</li> </ul>	増減税	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物構造により限度額に差異</li> <li>2千万から5千万円</li> </ul>
土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業地の固定資産税負担調整措置を継続</li> <li>住宅地は廃止</li> </ul>	増税	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の固定資産税増加に注意</li> </ul>
中小企業 ココナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費800万円損金算入延長</li> <li>30万円未満少額資産全額損金特例延長</li> </ul>	減税	○	○	×	年間限度額内の運用
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金課税の総合的検討</li> <li>デリバティブ取引に関わる金融所得課税検討</li> </ul>	増税 増税	○ ○	○ ○	○ ○	

# 歯科会計®

## 令和4年度税制改正大綱（賃上げ促進税制）

2021年12月10日に公表された令和4年度税制改正大綱では、「成長と分配の好循環」の実現のため、積極的な賃上げ等を促すための措置が盛り込まれています。

具体的には、大企業においては継続雇用者の給与支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除するものとし、中小企業においては賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の最大40%を控除することとなりました。

### 1. 中小企業における改正の概要

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上で、その適用期限を1年間延長とし、以下の要件を満たす場合に、税額控除の最大控除率を25%から40%に拡充する。

- ① 雇用者給与等支給額（※1）の比較給与等支給額（※2）に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。
- ② 教育訓練費の額（※3）の前事業年度に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

※1 雇用者給与等支給額・・・年間の給与・賞与額（退職金は除く）

法人役員、使用人兼務役員、役員や事業主の親族等は除く  
業務改善助成金、キャリアアップ助成金等は控除するが  
雇用調整助成金は控除しない。

※2 比較給与等支給額・・・前事業年度における雇用者給与等支給額

※3 教育訓練費・・・国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用（外部講師謝金、外部施設利用料、研修委託費、外部研修参加費等）

### 2. 注意点等

- ・ 令和3年度の改正により、継続雇用者要件（適用事業年度12か月と、その前事業年度12か月在籍者の給与増額）は撤廃されている。
- ・ 給与総額の比較となるため、雇用している従業員の賃上げのみならず、雇用拡大による所得拡大についても税額控除の対象となる。
- ・ 教育訓練費の明細は、改正前は申告書に添付が必要であったが、改正後は書類の保存のみで良くなった。
- ・ 改正前の上乗せ要件の一つであった、経営力向上計画の認定は要件では無くなった。
- ・ 設立事業年度は対象外となる。
- ・ 適用事業年度は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの開始事業年度。

# ドクター会計

## 令和4年度税制改正大綱（賃上げ促進税制）

現行制度	改正案
【通常要件】 給与等支給総額が前年度比で 1.5%以上増加	【通常要件】 変更なし
【税額控除】 給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%	【税額控除】 給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%
【上乗せ】 給与等支給総額の増加率が前年比 2.5%以上かつ次のいずれかを満たす場合に、給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 25%税額控除（法人税・所得税の 20%上限）  ①教育訓練費が対前年比 10%以上増加 ②経営力向上計画の認定を受けていて、経営力向上がなされている	【上乗せ①】 給与等支給総額の増加率が前年比 2.5%以上増加  →15%加算 →給与増加額の 30%税額控除
	【上乗せ②】 教育訓練費が対前年比 10%以上増加（※）  →10%加算 →給与増加額の 25%税額控除 ※教育訓練費の明細を保存 （確定申告書への添付不要） 経営力向上計画の認定要件不要
	【上乗せ①②両方を満たす場合】 →給与増加額の 40%税額控除 （基本 15% + 上乗せ①15% + 上乗せ②10%）
【控除限度額】 法人税・所得税×20%	【控除限度額】 法人税・所得税×20%

適用時期 令和4年4月1日から令和6年3月31日開始事業年度

# 医療承継

## 住宅ローン減税と住宅取得等資金贈与

2022年度（令和4年度）の税制改正大綱の主な改正案の中で、住宅ローン減税と住宅取得等資金の非課税贈与の改正内容について解説します。

### <住宅ローン減税の改正>

- ・借入残高に対する税額控除率 1%→0.7%に縮減
- ・適用対象者の合計所得金額要件 3000万円以下→**2000万円以下に引き下げ**
- ・合計所得金額 1000万円以下の者 床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象に

	令和4年～5年に居住※4	令和6年～7年に居住
一般住宅	3000万円限度・13年	2000万円限度・10年
認定住宅※1	5000万円限度・13年	4500万円限度・13年
ZEH水準省エネ住宅※2	4500万円限度・13年	3500万円限度・13年
省エネ基準適合住宅※3	4000万円限度・13年	3000万円限度・13年
その他中古住宅等	一般住宅2000万円限度・認定住宅等3000万円限度・10年	

※1 認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅のこと

※2 ZEH（ゼッチ）とは「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略で「使うエネルギー≦創るエネルギー」となる設計の住宅のこと

※3 断熱性能や省エネ性能で一定の基準をクリアした住宅のこと

※4 新築は令和3年9月までの契約分、建売は令和3年11月までの契約分については、改正前の限度要件で可能（一般住宅4000万円限度・13年、認定住宅等5000万円限度・13年）

### <住宅取得等資金の非課税贈与> ※令和4年1月1日以降の贈与

- ・適用期限が令和3年12月31日→令和5年12月31日まで2年延長
- ・非課税限度額は以下
  - ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 → 1000万円
  - ② 上記以外の住宅用家屋 → 500万円
- ・対象となる中古住宅について築年数要件を廃止するかわりに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の物件は、新耐震基準に適合している家屋とみなす）であることとする。
- ・受贈者の年齢要件 20歳以上→**18歳以上に引き下げ**